

児童扶養手当の受給者数は、平成20(2008)年2月末現在で998,942人となっており、そのうち、全部支給されている者は592,365人、一部支給されている者は406,577人である(厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」)。

なお、児童扶養手当の受給開始から5年を経過した者等に対する一部支給停止措置については、与党のプロジェクトチームにおいて、受給者本人やその子ども等の障害・疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者についてのみ支給額の2分の1を支給停止することとし、それ以外の者については一部支給停止を行わないこととする旨の取りまとめがなされた。この内容を受けて、平成20(2008)年2月に児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令を公布・施行した。